



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*79 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

○ 人事委員会規則

*14 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 5

○ 告示

910 生活保護法による指定医療機関の廃止 (社会福祉課)..... 5

911 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")..... 5

912 生活保護法による指定介護機関の変更 (")..... 6

913 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (介護サービス指導課)..... 6

914 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 6

915 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 7

916 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 7

917 " (")..... 8

918 " (")..... 8

○ 人事委員会告示

11 令和6年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施 9

○ 警察本部告示

11 令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集 12

○ 監査公表

監査公表第25号 12

規 則

和歌山県規則第79号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(貸付対象等) 第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい	(貸付対象等) 第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい

被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和7年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第11条関係)

収入印紙
貼付

受理		年	月	日
受理		年	月	日
貸付決定	番号	号		
	年月日	年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金名及び種類							
借受者の氏名(名称)							
住所							
借入金 金額	千円	償還 期日 及び 償還 額	第1回	年	月	日	千円
			第2回	年	月	日	千円
			第3回	年	月	日	千円
			第4回	年	月	日	千円
			第5回	年	月	日	千円
償還 期限	年 月 日	償還 期日 及び 償還 額	第6回	年	月	日	千円
			第7回	年	月	日	千円
			第8回	年	月	日	千円
			第9回	年	月	日	千円
			第10回	年	月	日	千円

本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。については、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

契約年月日 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 印

上記資金の借受けにつき、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を保証します。

氏名	印	住所	署名年月日

氏名	印	住所	署名年月日

(注)連帯保証人の数は、下表のとおりとする。

沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合	借受額150万円未満では保証人1人以上 借受額150万円以上では保証人2人以上
沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合 (理事を含める。)	保証人2人以上

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、和歌山県知事(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した資金の目的外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事項の報告を怠ったとき。
- (3) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則第13条の規定により貸付資格の認定の取消しを受けたとき。
- (4) 甲が仮差押え、差押え若しくは競売の申立てを受けたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくは自ら申し立てたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙の債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(報告)

第2条 甲は、事業実施後20日以内に乙に対し、事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、団体で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告するものとする。

(弁済の充当)

第3条 甲及び甲の保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、弁済期限の到来する日又は期限前償還を要求された場合における乙の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を乙に支払うものとする。

2 甲は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定があった場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記連帯保証人は、この契約に基づく甲の一切の債務について甲と連帯して甲と連帯保証人間の契約のいかににかかわらず、これの履行の責めを負うものとする。

(連帯保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 乙は連帯保証人の変更に関し甲から申出があり、これを適当と認めるときは、その変更を承認するものとする。

(履行の請求の効力)

第7条 乙が、連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び連帯保証人は、乙及び沿岸漁業改善資金に係る収納事務委託先の漁業協同組合がこの契約に関して知り得た甲及び連帯保証人に関する個人情報を効率的な債権管理のために必要な範囲で共有することを承認する。

(管轄裁判所)

第9条 この契約について訴訟等が生じたときは、和歌山市を管轄する裁判所を第一審の裁判所とするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 4 略 5 <u>第7条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「又は国」とあるのは、「<u>国又は和歌山県土地開発公社</u>」とする。</u>	附 則 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪新 9-26	社会福祉法人田辺市 社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23-1	田辺市社会福祉協議会 龍神訪問看護事業所	田辺市龍神村柳瀬113 4 龍神村高齢者福祉センター「龍の里」	令和 6.7.31
西訪新 2-26	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周 参見4089	すさみ町訪問看護ステーション	西牟婁郡すさみ町周 参見2382	令和 6.7.31

和歌山県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089	すさみ町訪問看護ステーション	西牟婁郡すさみ町周参見2382	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成30.9.30
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23-1	田辺市社会福祉協議会龍神訪問看護事業所	田辺市龍神村柳瀬1134	訪問看護・介護予防訪問看護	令和6.7.31
すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089	すさみ町訪問看護ステーション	西牟婁郡すさみ町周参見2382	訪問看護・介護予防訪問看護	令和6.7.31

和歌山県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸本周平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社メディカル・ギア・エクウィPMENT	岩出市吉田242-9	デイサービス・トレーニングセンターこんいち	岩出市吉田242-9	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	紀の川市桃山町元785-1	岩出市吉田242-9	令和2.6.29

和歌山県告示第913号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071601565	株式会社愛和	ケアステーションたんぼぼ	和歌山県有田郡有田川町水尻1137 吉備南ハイツ103号室	訪問介護	令和6.10.1	令和12.9.30
3072202009	有限会社MEワークス	ヘルパーステーションコンフォート	和歌山県田辺市朝日ヶ丘21番1号	訪問介護	令和6.10.1	令和12.9.30
3072202017	株式会社IRO	ホワイトケアサービス	和歌山県田辺市朝日ヶ丘22-24 スカイマンション102	訪問介護	令和6.10.1	令和12.9.30

和歌山県告示第914号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	上初湯川	垣内原	617番1	
2号	〃	〃	〃	〃	〃	
3号	〃	〃	〃	〃	614番1	
4号	〃	〃	〃	久保	395番2	
5号	〃	〃	〃	垣内原	356番	

和歌山県告示第917号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

上滝本地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱11号から15号までを順次結んだ線、標柱15号と既設標柱9号を結んだ線、既設標柱9号と標柱16号を結んだ線、標柱16号から18号までを順次結んだ線及び標柱11号と18号を結んだ線によって囲まれた区域を、平成16年和歌山県告示第295号で指定した上滝本地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱16号と17号を結ぶ線は町道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
11号	日高郡	日高川町	船津	横尾	1603番2	
12号	〃	〃	〃	〃	1602番1	
13号	〃	〃	〃	〃	1601番1	
14号	〃	〃	〃	〃	1598番	
15号	〃	〃	〃	〃	〃	
16号	〃	〃	〃	水落	226番地先	道路敷
17号	〃	〃	〃	中原	232番2	
18号	〃	〃	〃	横尾	1601番1	

和歌山県告示第918号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年10月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

岡本2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線によって

囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	山野	岡本	2970番2	
2号	〃	〃	〃	〃	2969番	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	柿垣内	1170番1	
5号	〃	〃	〃	〃	1170番2	
6号	〃	〃	〃	〃	1166番11	
7号	〃	〃	〃	〃	1166番12	
8号	〃	〃	〃	〃	1166番8	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和6年10月8日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
土木職	12人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
農業工学職	6人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務
電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
機械職	2人程度	知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職A	2人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
農学職	1人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	5人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからエまでのいずれかの要件を満たす人

ア 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（イに該当する人を除く。）

イ 土木職及び農業工学職においては、平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

ウ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人

エ 人事委員会がウに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年11月24日（日）	和歌山市	令和6年12月20日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	令和7年1月8日（水）	和歌山市	令和7年1月17日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。

(注) 試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (林学職) 6題を全問必須解答とする。(記述式) (その他の試験区分) 30題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間(林学職のみ1時間30分)
	論文試験	200点 ※2	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(1) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目(論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、最終合格者は、第2次試験(論文試験を含む。)の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
農業工学職		数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

機械職		数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
化学職A 化学職B		数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林学職		森林経営、森林科学、測量、林産物利用等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度和歌山県職員採用 I 種試験、資格免許職職員採用試験（追加募集）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年10月23日（水）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年10月8日（火）午前10時から同月31日（木）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料等の月額、212,520円（令和6年4月1日現在において大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間

第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に基づき、令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和6年10月8日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 募集期間

令和6年10月8日（火）から同年11月8日（金）までの間

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、和歌山県警察のホームページ（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載の「公表に係る個人情報ファイル簿一覧」に登載されている個人情報ファイル簿において行政機関等匿名加工情報の提案を募集する旨を記載しているものとする。

3 提案の方法等

令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県警察のホームページ（https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/06_kenkei/kunrei/kozinjyouhoukouhyou/teian.html）に掲載する。）

監査公表

和歌山県監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年10月8日

和歌山県監査委員 森田康友

和歌山県監査委員 河野ゆう

和歌山県監査委員 玄素彰人

和歌山県監査委員 山家敏宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	令和6年7月30日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県ジェンダー平等推進センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀北教育事務所	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
	令和6年8月20日
	令和6年9月2日
	令和6年7月30日
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
	令和6年8月20日
和歌山県立和歌山ろう学校	令和6年7月30日
	令和6年8月20日
	令和6年7月30日
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県環境衛生研究センター

調査研究等に用いる物品の管理について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第141条に基づく遠心機械の自主検査を行っていなかったため、適正に処理されたい。

イ 和歌山県動物愛護センター

動物用医薬品において、日々の使用状況等の正確な記録がなく、受払の事実が確認できない事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県精神保健福祉センター

旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立図書館

和歌山県立図書館資料（図書）納入業務の入札保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立近代美術館

つり銭用資金保管簿において、出納員が確認を行っている事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立博物館

購入した重要物品において、重要物品用途廃止の承認を受けず廃棄している事例があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立和歌山工業高等学校

郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認が行われていない事例があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立和歌山盲学校

（ア）スクールバス運行等業務委託において、契約書で定めた支払期日より支払が遅延していた事例があったため、適正に処理されたい。

（イ）自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立和歌山ろう学校

重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山東警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

サ 海南警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。